

妊娠～出産～産後期の妊婦さん、お母さん、赤ちゃんを医療面でサポートする

周産期母子医療センター

☎ 磐田市立総合病院 ☎ 0538-38-5000 (代) FAX 0538-38-5549

磐田市立総合病院の中で、「出産」と「妊婦や母子の健診」などを担う病棟が、周産期母子医療センターです。

リスクの高い出産の方が利用する施設と思いがちですが、通常出産の方も気軽に健診や相談もでき、安心して出産することができます。

妊娠や出産で、女性は体も心もさまざまな変化を経験します。センターで心身のサポートを受けながら、安心して赤ちゃんを産んでみませんか。



センターで生まれた、令和初の赤ちゃん

妊娠



妊娠・出産のわからないことを、健診や保健指導を通じて、医師や助産師が親身になってアドバイスし、妊婦さんをサポートします。

健診は平日の午前 11 時まで受け付けています。お電話でご相談ください。

ポイント①

専属の臨床心理士

心のサポートを専門とする、専属の臨床心理士がいるので、妊娠期の不安や戸惑いを、相談することができます。

ポイント②

助産外来※

妊婦健診に加え、妊婦さんが助産師に、出産や産後の育児などについてゆっくりと時間を掛けて相談することができます。

ポイント③

お母さん教室※

出産に向けて心と体を準備するためのマタニティヨガなどの教室を行っています。

※利用条件があります。詳細は市立総合病院へお問い合わせください

出産



- 産科医師と助産師に加え、生まれた赤ちゃんの万が一の事態にも対応できる小児科医師も 24 時間 365 日待機しています。
- 早産や低体重で生まれた赤ちゃんや疾患をもった赤ちゃんもケアできる、「新生児集中治療室」・「回復期治療室」を完備しています。

産後



4月からスタート！お母さんのための「産後 2 週間健診」

出産後数週間は、体の変化や赤ちゃんとの生活が始まることで心身ともに負担がかかる時期です。

「産後 2 週間健診」は、産後の体の回復を確認したり、助産師に育児の不安などを相談したりすることができます。

「産後に気分がすぐれない」「眠れない日が続く」などの悩みを相談しませんか。



- ・とき 平日午前 8 時 30 分、午前 9 時 (予約制)
 - ・費用 5,000 円 (産婦健康診査受診票※が利用可)
- 詳細は、市立総合病院へお問い合わせください。

※磐田市で2019年4月1日以降に出生した産婦の方が、産婦健康診査の費用の助成を受けることができます

野生動物は私たちの身近なところにいます

☎環境課（西庁舎1階） ☎ 0538-37-4874 FAX 0538-37-5565

多くの方が山や森の中にいると考えている野生動物は、私たちの身近な場所にも生息しています。野生動物を見かけた場合はそっと見守り、適切な関係を保つことを心掛けましょう。

1. 市内で見かける野生動物の例

イノシシ、サル、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ハクビシン、キツネ、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、ムクドリ、カラス、コウノトリ など



2. 動物に出会った時の対応

・近づかない



近づくものを敵と認識することがあるため、後ずさりしながら立ち去りましょう。

・逃げ道をふさがない



攻撃されると勘違いし、反撃する可能性があります。

・エサを与えない



簡単にエサを得られる場所をエサ場と認識し、寄り付いてしまいます。

・驚かさない



興奮して威嚇や攻撃をしてくることがあります。大声を出す、物を投げるなどの行為は絶対やめましょう。

3. 動物が家に寄り付くことを防ぐ方法

・エサになるような物を家の付近に置かない



庭に食べ物を置かないようにし、果樹などの作物は放置せず速やかに収穫しましょう。

・身を隠す場所をつくらない



樹木の手入れや雑草除去をし、庭などを適切に管理しましょう。寄り付いてしまったときは、忌避剤などを設置し、自己防衛しましょう。

野生動物 Q & A



Q. ハトやツバメがベランダなどに巣を作り困っています。どうすればいいですか？



A. **巣**を作りやすい場所にはあらかじめ網を張るなどの措置をし、作り始めた時には、定期的に巣を取り除きましょう。ただし、卵を産んでしまっている場合やヒナがいる場合は、ヒナが巣立つまで待ってから取り除きましょう。

支援が必要な人に寄り添う成年後見人を育成します 市民後見人候補者養成講座を開催

☎ 高齢者支援課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4831 FAX 0538-37-6495

第 2 期市民後見人候補者養成講座 事前説明会参加者を募集

- と き / 7 月 24 日(水) 午後 2 時～ 4 時
- と ころ / 豊田支所 (森岡 150) 2 階大会議室
- 対 象 / 市内在住または在勤で、市民後見人の活動に興味のある 20 歳以上の方
- 内 容 / ①市民後見人の活動について (基調講話)
②市民後見人候補者養成講座受講説明
- 参加費 / 無料 (講座受講時はテキスト代負担あり)
- 定 員 / 20 人程度
- 申 込 / 7 月 17 日(水)までに直接または電話で高齢者支援課へ
- その他 / 「市民後見人候補者養成講座」の受講を希望される方は、この説明会への参加が必須です。講座は 8 月下旬～ 10 月、11 月中旬～ 12 月中旬の計 10 日間を予定しています

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで「判断能力が十分でない方」が自分らしく安心して暮らすため、ご本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう「成年後見人等」を選び、法律的に支援するための制度です。

本人の判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の 3 つに分けられます。

市民後見人とは

市民後見人は、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職ではなく、一般市民が務める後見人です。自治体などが実施する養成講座を受講した一般市民の中から家庭裁判所によって選任されます。

地域の身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動が期待されます。



▲昨年度実施した講座の様子

市民感覚を生かした成年後見人



市民後見人

福祉の専門家



社会福祉士

法律の専門家



弁護士・司法書士

問い合わせ先		
地域包括支援センター	城山・向陽地域包括支援センター	☎0538-36-4865 FAX0538-36-4603
	中部地域包括支援センター	☎0538-37-1060 FAX0538-37-0550
	南部地域包括支援センター	☎0538-36-8900 FAX0538-36-8001
	豊岡地域包括支援センター	☎0539-63-0500 FAX0539-63-0505
	豊田地域包括支援センター	☎0538-36-1300 FAX0538-36-1301
	竜洋地域包括支援センター	☎0538-66-9221 FAX0538-66-9222
	福田地域包括支援センター	☎0538-58-3242 FAX0538-58-3243
	障害者相談支援センター	☎・FAX0538-84-6661
	南部障害者相談支援センター	☎0538-24-7766 FAX0538-36-8001

開所時間 / 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※祝日、休日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く

こんなときは

成年後見制度利用の相談を

・認知症が進行して、金銭管理や福祉サービス利用の契約手続きができない
・知的障がいの子どもの金銭管理を行ってき
たが将来が不安だ
・認知症の親が、訪問販売で必要のない商品
を大量に購入してしまった



「お助け号」を利用してみませんか？

☎地域づくり応援課（本庁舎2階） ☎ 0538-37-4751 FAX 0538-32-2353

高齢ドライバーによる事故の現状

高齢ドライバーによる痛ましい事故が全国各地で多発し、テレビや新聞などで報道されています。市内でも、平成30年中に65歳以上の高齢ドライバーによる事故が298件発生し、全事故に占める割合は21%となっています。また、高齢者の免許保有者数は3万1378人（平成30年12月末現在）と、5年前から約6500人増加しています。運転に不安を感じている高齢者が少なくない一方で、日常生活の移動手段として自動車が切り離せない状況にあります。



運転に不安を感じたら

市では、高齢ドライバーによる交通事故防止対策の一環として「運転免許証の自主返納」を促進しています。

また、自主返納後の移動手段のひとつとしてデマンド型乗合タクシー「お助け号」を運行しています。

「お助け号」とは？

「お助け号」は、通院や買い物など、日常生活の移動手段として、既存のタクシー車両を活用し、自宅と指定施設の間を予約のあった利用者を取り合わせて運行しています。市内全域を8つの地区（路線）に分けて運行し、お住まいの地区で利用できます。運賃は地区ごとに異なります。



▲「お助け号」のマークの車両がお迎えに行きます

お得な運賃割引制度

市では、自主的に運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の方に対して、「お助け号」の運賃を割引します。少しでも運転に不安を感じている方は、運転免許証の返納をご検討ください。

▶割引額

運賃の半額

▶対象者

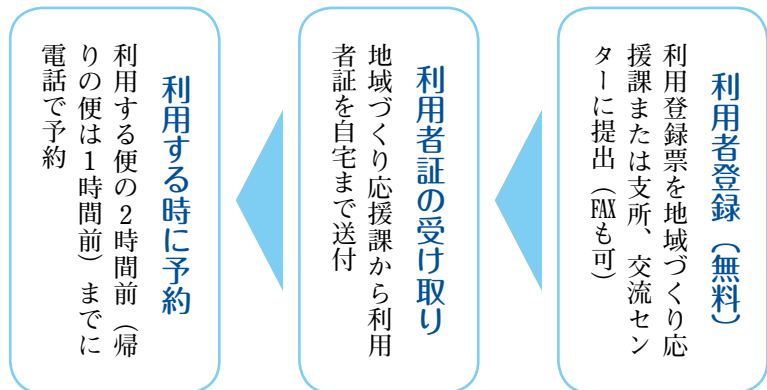
65歳以上で運転経歴証明書を提示された方

▶対象路線

全8路線

※詳しくは、地域づくり応援課までお問い合わせください

利用までの流れ



運転経歴証明書って？

運転経歴証明書とは、有効な運転免許証を自主返納した方が申請できる証明書です。

- 身分証明書として使用可能
- 有効期限なし
- ※運転はできません



運転経歴証明書の交付手続き

▼申請場所

県内各警察署免許窓口
※本人が申請してください

▼必要なもの

- ①運転免許証
- ②交付手数料 1,100円

▼受付時間

午前8時30分～11時30分
午後1時～4時

▼申請できる期間

運転免許取消申請（自主返納）後、5年以内であれば、運転経歴証明書を申請できます

調査へのご理解とご協力を 固定資産税の実地調査を実施

（問）市税課（本庁舎1階）

☎ 0538-33714809
FAX 0538-33717715

市職員による実地調査

市では、固定資産の適正な評価および公平な課税を確保するため、土地・家屋・償却資産の実地調査を行っています。

市職員が調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

※調査には「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が伺います

◆調査期間／通年

◆対象地域／市内全域

◆調査方法

●土地・家屋

道路からの外観調査です。市内全域を巡回しながら土地・家屋の現況と課税状況に相違がないかを調査します。

また、平成31年1月2日以降に分筆・合筆された土地や利用状況に変更があった土地、家屋の取り壊しや用途変更などを確認します。

●償却資産

申告内容の確認が必要な場合は、事前に連絡の上訪問し、国税申告書や決算書、固定資産台帳などを確認します。

詳細な実地調査のお願い（土地・家屋）

道路から見えない部分や土地・家屋の利用状況と課税状況に相違がある場合は、立ち入り調査をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

その他

家屋については、家屋照合調査（詳しくは「広報いわた5月号10ページ」をご覧ください）による実地調査も併せて実施していますので、ご協力をお願いします。

また、新築（増築）家屋は完成後、事前に連絡の上、現地に伺い調査を行います。



4メートル未満の道路に接して

門・塀・擁壁などを設置する際のルール

（問）建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-33714899
FAX 0538-33712050

ルールを守り安全で

環境の良いまちづくりを

建築基準法は、建築する場合の最低限の基準を定めています。

建築物は、原則として幅員4メートル以上の道路に接している敷地にしか建築できません。しかし、幅員が4メートル未満でも法が適用される前から建築物が立ち並んでいる道（幅員1・8メートル以上4メートル未満）は道路とみなし、建築が可能となります。

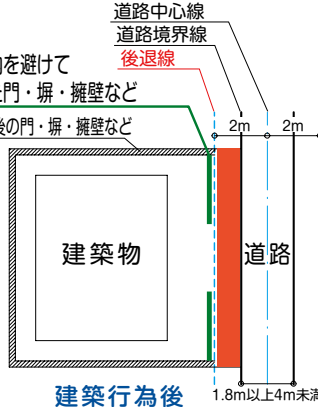
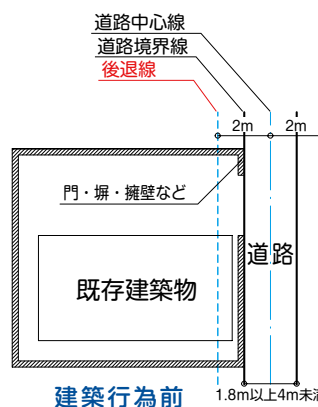
この「みなし道路」は、道の中心線から両側にそれぞれ2メートル（道の反対側に河川・がけ地・線路敷地などがある場合は、河川などの境界から敷地側に4メートル）を道路境界（後退線）とし、その区域内に建築物だけでなく、門・塀・擁壁などを造ることも禁止されています。

安全で環境の良いまちづくりのため、このルールを守りましょう。



現在、後退線内に

門・塀・擁壁などがある場合



※道路境界線と後退線の間（後退線内）に門・塀・擁壁などの構造物がある場合は、建築行為を行う際に撤去しなければなりません

契約トラブルなど消費生活で困ったときは

消費生活センターにご相談ください

問 市民相談センター（本庁舎1階）

☎ 0538-3714746
FAX 0538-3912262

ところ

市民相談センター内（本庁舎1階）

磐田市消費生活センターでは、悪質商法や契約トラブルなどの消費生活に関するさまざまな相談を、消費生活相談員が解決のためのアドバイスを行います。秘密は厳守します。

費用

無料

相談日

月～金曜日（祝日除く）
午前8時30分～午後5時

問い合わせ先

消費生活センター（市民相談センター内）
☎ 0538-3712113

消費者被害相談事例

- Q** 「家の屋根を無料で点検する」と事業者が訪問して来た。点検後、このままだと雨漏りするかもしれないと言われ、その場で契約した。しかし、後になり高額と気付いたので解約したい。
- A** 点検商法の手口です。法定書面と言われる契約書受領日を含め8日以内なら、クーリング・オフが可能です。8日を過ぎても、クーリング・オフや取り消しができる場合があります。
- Q** 「消費料金の最終告知」はがきが届いた。明日までに電話するようにと記載してあるが、身に覚えがない。どうしたらいいか？
- A** 公的機関を装い電話させ、巧みなトークで金銭を要求します。絶対に電話をしてはいけません。
- Q** パソコンにセキュリティ警告画面が出た。どうしたらいいか？
- A** 突然ポップアップ画面が出て、不安をあおる手口です。実際のウィルス感染によるものではありません。警告画面を閉じたり、パソコンを再起動してください。相手方に電話をしないでください。

ごみの出し方にご注意ください

問 ごみ対策課（クリーンセンター内）

☎ 0538-3714812
FAX 0538-3619797

埋立ごみの出し方

集積所へガラスや陶器などを出す場合は、指定袋に破れない程度の量をそのまま入れてください。割れているものや鋭利なものを出す場合は、安全対策のため割れた部分や鋭利な部分を新聞紙や布で包み、指定袋に入れてください。

硬質プラスチック製品の出し方

可燃ごみの指定袋に入らない硬質プラスチック製品（衣装ケースや切ることができないホースなど）は、磐田市クリーンセンター（刑部島301）へ直接搬入をお願いします。（有料）

▼リサイクルステーションで使い捨てライターの回収を始めました

リサイクルステーション（資源ごみ回収ステーション 刑部島301）は、平日の午前8時30分から午後5時まで開設しています。利用は無料です。場所や回収品目については、家庭ごみ収集カレンダーをご覧ください。

▼家庭ごみ収集業者について

今年7月から家庭ごみの収集業者が一部変更になります。ごみの出し方や収集日などの変更はありません。

磐田地区：㈱ハシモト

（有）磐田クリーンサービス

福田・竜洋地区：（有）磐南クリーン

豊田・豊岡地区：（有）大橋商事

埋立ごみの指定袋への入れ方



※紙袋などの袋類に入れてから指定袋に入れたものや、段ボールやビニール袋に入れ収集券を貼ったものは、未分別のごみが混入される場合があるため使用しないようお願いいたします。